

西部緑地公園再整備構想検討委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 西部緑地公園再整備構想を策定するため、西部緑地公園再整備構想検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、西部緑地公園再整備構想に関する事項について、検討を行うものとする。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、公園等整備に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を徴収することができる。

(部 会)

第5条 委員会には、部会を設けることができる。
2 部会には座長を置く。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、石川県企画振興部企画課内に置く。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。